

聖路加国際大学シミュレーションセンター利用規約

§1 総則

1. 趣旨および適用

- (1) この聖路加国際大学シミュレーションセンター利用規約（以下「規約」といいます。）は、聖路加国際大学シミュレーションセンター（以下「センター」といいます。）の利用および管理に関し必要な事項を定めたものです。
- (2) この規約は、学校法人聖路加国際大学（以下「聖路加」といいます。）に対して「聖路加国際大学シミュレーションセンター利用申請書」（以下「利用申請書」といいます。）を提出し利用契約を締結された方を対象として適用いたします。

2. 規約の変更

- (1) 聖路加は、この規約を変更することがあります。この場合、契約条件は変更後の規約によります。
- (2) 利用申込みをいただいた後に聖路加がこの規約を変更する場合であっても、特別の事情がある場合を除き、変更内容の通知はいたしません。

§2 利用の申込みと利用契約の成立

3. 利用目的

センターの利用を希望する方は、以下に掲げる利用目的に該当する場合に限り、利用の申込みを行うことができます。

- ① 教育目的：知識や技能の習得など、学習を目的とするものをいいます。
- ② 研究目的：臨床的な課題の探求を目的とするものをいいます。
- ③ 開発目的：新技術や手順の創案や臨床応用を目的とするものをいいます。
- ④ その他目的：聖路加国際大学シミュレーションセンター運営委員会（以下、「委員会」）が適当と認める目的をいいます。

4. 利用の申込み

- (1) 利用の申込みは、利用申請書によって行うものとします。
- (2) 上記(1)の申込みは、センター窓口に対して、書面もしくは電子メールにより利用申請書を提出または送付して行ってください。
- (3) 上記以外の方法（口頭や電話での対応、センター窓口以外のメールアドレスへの相談等を含みますが、これに限りません。）については、正規の申込みとはみなしません。

5. 利用契約の成立

- (1) 利用契約またはその変更は、当該申込みを聖路加が書面もしくは電子メールをもって承諾したときに成立いたします。

6. 利用の申込みにおける注意事項

- (1) 利用の申込みを行う場合には、この規約を承諾のうえ、聖路加に申し込んでいただきます。
- (2) 利用の申込みは、申し込み時点から1年後における利用まで可能とします。
- (3) 利用の申込み後、その撤回または内容の変更しようとする場合には、申込者は速やかにセン

ター窓口に申し出なければならないものとしします。

7. 利用の申込みが競合した場合

- (1) 申込みが競合した場合には、原則として申込みの先着順にて決するものとしします。
- (2) 上記(1)に関わらず、必要に応じて、センターでの協議等により、利用の優先を決定する場合があります。

§3 利用上の注意および同意事項

8. 利用上の注意事項

センターの利用にあたり、利用者は以下に掲げる事項に注意します。

- ① 利用時間を守り、他の利用者の学習を阻害しないように配慮すること
- ② 貴重品および金銭等は、利用者各自が責任をもって管理すること

9. 同意事項

センターの利用にあたり、利用者は以下に掲げる事項に同意します。

- ① 利用者自らが学術目的において被観察対象となる場合があること
- ② センター内では映像記録システムが常時作動しており、センターが管理するネットワーク環境において映像や音声は電子的に記録・再生されること
- ③ 被観察内容や記録された映像などの資料について、個人が特定できない形で処理されることを前提として教育や医療の質の向上のための研究に利用される場合があること
- ④ センターから映像記録システムにより記録された映像・音声データの提供を受けた場合は、提供を受けた利用者の管理責任の下、教育や医療の質の向上のための研究にのみ当該データを使用するものとし、被観察対象者等の第三者との間で生じたトラブルや紛争についてセンターは一切責任を負わず、すべて利用者の責任において対応すること
- ⑤ 利用者を観察することで知り得た個人情報など、機密性を伴う情報をみだりに第三者に知らせ（学術誌やSNSへの投稿等を含むがこれに限らない。）、または不当な目的に使用しないこと
- ⑥ 上記について金銭の授受やその他の報酬を求めないこと

10. 禁止事項

センターの利用にあたり、以下に掲げる事項を禁止します。

- ① センターの設備で模擬的でない患者に診療を行うこと
- ② 利用目的を達するため必要な範囲を超えてセンターの設備や資源を消費すること
- ③ センターの機器備品を許可なくセンターの外に持ち出すこと
- ④ センターにおいて在庫管理している針、アンプル等の消耗品を持ち出すこと
- ⑤ 決められた場所以外で飲食をすること
- ⑥ この規約およびセンター内の掲示並びにセンター職員の指示に反すること
- ⑦ 聖路加に許諾された利用目的以外の目的でセンターを使用すること
- ⑧ 第三者へセンターの利用権を譲渡すること
- ⑨ その他、社会通念や公序良俗に反する行為

11. 免責事項

- (1) 天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、設置機器の予期しえない故障等、聖路加の責に帰することができない事由による利用の中断・中止については、

利用者は聖路加を免責するものとします。

(2) 利用に関する企画・運営の責任は利用者であり、聖路加は一切の責任を負いかねます。

§4 利用契約の解約申入れおよび利用の中止

12. 利用契約の解約申入れ等

- (1) 利用契約が成立した後、利用予定者がその解約を申し入れまたは内容の変更しようとする場合には、速やかにセンター窓口に出なければならぬものとします。
- (2) 利用開始予定時刻を30分経過しても利用契約をした方またはその関係者が不在で、かつセンター窓口担当者が連絡や確認が取れない場合には、利用契約の解約申入れがあったものとみなします。
- (3) 上記(1)の申し出がなかった場合または上記(2)により利用契約の解約申入れがあった場合において、利用予定者等に損害が発生しても、聖路加はいかなる責任も負いかねます。

13. 利用の中止措置

利用者がこの規約に違反した場合その他センターの運営に支障があると聖路加が認めた場合、聖路加は当該利用を中止させ、退出等の必要な措置を講ずることができるものとします。

§5 利用料金

14. 利用料金

センターの利用料金については、別に定める通りとします。

15. キャンセルポリシー

利用予定者（関係者や代理人も含みます。）の申し入れにより利用契約が解約された場合には、以下に掲げる基準にしたがい違約金が発生するものとします。

解約申入れ日	違約金算定基準
利用予定日の7日前まで	利用料金の10%
利用予定日の6日前から2日前まで	利用料金の30%
利用予定日の前日	利用料金の50%
利用予定日当日	利用料金の100%

§6 その他一般条項

16. 損害賠償

上記までに定めるもののほか、利用を申し込んだ方あるいは利用者が聖路加に損害を生じさせた場合には、当該損害を賠償するものとします。

17. 反社会的勢力との関係排除

(1) 聖路加は、以下の場合には利用者（法人や団体の場合、実質的にその経営・運営に関与する者を含みます。）が以下に掲げる事項に該当する場合には、ただちに利用の中止等必要な措置を講ずることができるものとします。

- ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団関係企業・団体または暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼう

うゴロ、特殊知能暴力集団その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」と総称します。)に属すると認められるとき

- ② 反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- ③ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持・運営に協力し、または関与しているとき
- ④ 自らまたは第三者を利用して、相手方および相手方の役職員、株主、親会社、子会社、顧客、取引先等に対して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞等を用いて、その名誉や信用を毀損し、または相手方の業務を妨害していると認められるとき

(2) 上記(1)により聖路加が利用の中止や契約の解除をした場合に、利用者に損害が生じても、聖路加は一切の賠償ないし補償をせず、いかなる責任も負いかねます。

18. 裁判管轄

この規約に関して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

19. 準拠法

この規約は、日本法に基づき解釈されます。

附則

- 1. 制定：平成 28 年 7 月 28 日
- 2. 施行：平成 28 年 8 月 1 日
- 3. 改正：平成 30 年 7 月 19 日（§ 3 9.④追加）